

監査報告書

平成22年6月10日

公立大学法人高知工科大学
理事長 岡 村 甫 様

公立大学法人高知工科大学

監事 吉良正人



監事 須田啓二郎



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、理事会及び経営審議会に出席して、法人としての重要な意思決定ならびに役員の職務の執行状況を聴取するとともに、必要に応じて重要な決裁書類等を閲覧し、また、関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）および決算報告書に関し、監査の方法の概要について報告ならびに説明を受け、検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況および行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 役員の業務執行に関しては、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実は認められない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年6月10日

公立大学法人高知工科大学

理事長 岡村甫 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大西俊哉



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

近藤浩明



当監査法人は、地方独立行政法人法第35条の規定に基づき、公立大学法人高知工科大学の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、理事長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、公立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす公立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかつたとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない公立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、地方独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、公立大学法人高知工科大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、公立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

公立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上